

国都下管第7号
平成14年3月13日

各都道府県下水道担当部長
各政令指定市下水道担当局長
(以上、地方整備局等経由)
日本下水道事業団計画部長

殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道管理指導室長

下水道管渠内の作業における安全の確保について

標記について、平成14年3月11日、愛知県半田市の下水道管渠内において底部に溜まった土砂を取り除く作業中、硫化水素ガスの発生などにより5人の作業員の方が亡くなるという事故が発生したところである。

事故の詳細な原因については、現在国土交通省国土技術政策総合研究所などにおいて調査中であり、今後その報告を受けて再発防止策等を講じる事も検討中であるが、貴職においては今後類似の事故が再発することのないよう、厳重な安全点検等の実施方につき遺漏なきよう対処されたい。

また、都道府県におかれては、この旨管内の市町村に周知されたい。

なお、これらに関し、社団法人日本下水道協会作成の「下水道維持管理指針（管路施設編）」において、第4節「清掃及びしゅんせつ」、第10節「安全衛生・環境体制」等が示されているので参照されたい。